

令和5年度社会福祉法人等指導監査結果

法人・施設名	所管課	実施日	文書指摘事項	改善状況
畠口みのり福祉会	保育幼稚園課	8/30	<p>&lt;評議員の選任について&gt; 貴法人の評議員と理事にそれぞれ、お互い兄弟関係のものが選任されている。社会福祉法第40条第5項には、評議員のうちには、各役員については、三親等以内の親族が含まれることになってはならないと定めてある。評議員会は中立・公正な立場から理事等を牽制・監督する役割を担う機関である。法人はその評議員会を構成する評議員の職責を全うさせるため、当該評議員又は当該理事を交代し、適切な構成員を選任すること。</p>	改善済
寿量会	介護事業指導課	11/22	<p>&lt;理事長の選任について&gt; 令和5年3月の理事会で理事長の選任決議が行われ、4月1日付で理事長が交代しているが、その後6月の定時評議員会で理事長を含む役員は、任期満了により改選を迎えている。その後、本来ならば、新たに選任された役員で速やかに理事会を開催し、理事長を選任する決議を行わなければならないが、理事長を選任する理事会が開かれていない。再任であっても、理事長の選任は理事会の決議を経ること。また理事長の選任後は再任であっても、2週間以内に役員に関する事項の変更登記を行うこと。</p>	改善済
寿量会	介護事業指導課	11/22	<p>&lt;監事の理事会への出席義務について&gt; 令和4年度中に計5回の理事会が開催されているが、そのうち4回は監事2名共に欠席しており、また監事のうち1名はその5回全てを欠席している。監事は、理事や理事会の職務の執行に対する牽制役を担っており、理事会への出席は義務である。監事が出席できるよう理事会の日程を調整すること。</p>	改善済
蓮の実福祉会	保育幼稚園課	1/29	<p>&lt;評議員及びその選任解任委員が欠員していることについて&gt; 評議員について、理事と同数の6名の状態が継続している。遅くとも令和6年3月に予定している臨時評議員会までに、定款に定めてあるとおり7名とすること。またそれに先だち、その評議員を選任する選任解任委員会の委員定数も定款によれば、本来3名以上で構成するとあるが、現状2名しかいないため、定数を満たすように理事会で選任すること。</p>	改善済
蓮の実福祉会	保育幼稚園課	1/29	<p>&lt;決算に関する理事会及び評議員会について&gt; 決算に関しては、毎会計年度終了後3か月以内に、理事会及び定時評議員会の承認を受けた計算関係書類等を所轄庁に提出しなければならない。しかし、令和4年度決算については令和5年5月の決算理事会で扱いが保留となった以後、承認を受けていない。早急に、理事会及び評議員会の承認を受けるとともに、今後は遅滞なく決算を行い所轄庁に提出すること。</p>	改善済
瑩光保育園	保育幼稚園課	8/17	<p>&lt;事故発生の防止及び発生時の対応について&gt;【前回より引き継ぎ】 事故発生の防止のための指針を制定すること。</p>	改善予定
瑩光保育園	保育幼稚園課	8/17	<p>&lt;運営規程について&gt;【前回より引き継ぎ】 施設の運営規程を制定すること。</p>	改善予定